

審査のポイント及び審査基準

提案書項目	審査のポイント	基本事項	基礎点	加点事項	加点	配点
総論	・適地抽出に関し、地方公共団体の意欲が高く、主導して事業を推進することができるか。	-	-	・地方公共団体の意欲が高いこと。 ・地方公共団体が主導して事業を実施できる見込みがあること。 等	20	20
1. 事業の目的・概要	・地方公共団体が主導して適地抽出を行う目的が明確か。 ・事業が実現するまでのスケジュールが十分に検討されているか。	・地方公共団体が主導して適地抽出を行う目的が明らかであること。 ・大まかな事業スケジュールが示されていること。	5	事業が実現するまでのスケジュールが十分に検討されていること。 等	10	15
	(参考情報) ・事業概要 ・過去の事業化検討や環境調査の概要	-	-	-	-	-
2. 地域の特性等	・法令等から勘案して地熱又は風力発電所を建設することが可能な地域か。 ・地熱又は風力発電に係る適地抽出を行うにあたり有望な地域であるか。	・提案された地域が、法令等から勘案して地熱又は風力発電所の建設が可能な地域であること。	5	・地熱又は風力発電に係る適地抽出を行うにあたり有望な地域であること。 等	15	20

提案書項目		審査のポイント	基本事項	基礎点	加点事項	加点	配点
3. 地方公共団体や関係者等との関係	3-1. ステークホルダーの状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の地方公共団体等で共同実施する場合はその関係が明確にされているか。 ・地方公共団体内における推進体制等が明確にされているか。 ・ステークホルダーについてどの程度把握しているか。 ・事業について地域の理解を得られる見込みがどの程度あるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の地方公共団体等で共同実施する場合はその関係が明らかであること。 ・地方公共団体内における推進体制等が明らかであること。 ・ステークホルダーについてある程度把握できていること。 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーとの調整の方法が十分に検討されていること。 ・又は、ステークホルダーへ既に声掛けするなどの意見調整に向けた基盤づくりがなされていること。 ・又は、ステークホルダーと既に調整が行われており、協議会等の開催実績があること。 <p style="text-align: right;">等</p>	15	20
	3-2. 地方公共団体の上位計画における事業の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・提案されたモデル事業が地方公共団体における上位計画等と整合が図れたものであるか。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・提案されたモデル事業が地方公共団体における上位計画等に位置付けられている、又は上位計画等と整合が図られていること。 <p style="text-align: right;">等</p>	5	5
	(参考情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画の概要 	-	-	-	-	-
4. 事業の導入条件など	4-1. 物理的な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業実施後に、事業化に繋がる見込みがどの程度あるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施が経済的・物理的に不可能でないこと。 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たり、経済的・物理的に優位な条件を有した地域であること。 <p style="text-align: right;">等</p>	15	20

提案書項目		審査のポイント	基本事項	基礎点	加点事項	加点	配点
	4 - 2 諸手続に関する情報等	・環境アセスメント以外に必要な諸手続が明確にされているか。	・必要な諸手続が明らかであること。	5	-	-	5
	4 - 3 環境調査の内容	・現時点で想定される環境調査の内容がどの程度検討されているか。	-	-	・現時点で想定される環境調査の内容が十分に検討されていること。等	1 5	1 5
	4 - 4 .事業者	・事業者の候補がいれば、その者との協議状況が記載されているか。又は候補者がいない場合は、選定方法が明確にされているか。 ・モデル事業の成果が適切かつ確実に事業者を引き継がれる見込みがどの程度あるか。	・事業者の候補がいれば、その者との協議状況が記載されていること。又は事業者候補の選定方法が明らかであること。	5	・モデル事業の成果が十分に事業者を引き継がれる見込みがあること。 等	1 5	2 0
5 . 地域創生に関する事項等	5 - 1 地域創生に関する事項	・地域振興への貢献がどの程度見込まれるか。	・地域振興への貢献策を明らかにしていること。	5	・地域性を活かした具体的な貢献策であること。 ・地域振興への貢献が十分に見込まれること。 等	5	1 0
		・再エネ普及啓発への貢献がどの程度見込まれるか。	・再エネ普及啓発への貢献策を明らかにしていること。	5	・地域性や独自性に富んだ具体的な貢献策であること。 ・再エネ普及啓発への貢献が十分に見込まれること。 等	5	1 0

提案書項目		審査のポイント	基本事項	基礎点	加点事項	加点	配点
	5 - 2 .適地抽出事業に係る創意工夫の具体的な提案	・ 創意工夫がどの程度みられるか。	-	-	・ 地域性や独自性に富んだ具体的な創意工夫であること。 等	1 5	1 5
6 . その他	6 - 1 .他の委託事業・補助事業等との関係	・ 他の委託事業等と経費の二重取りとなるおそれはないか。	・ 他の委託事業等の内容と本事業の内容との重複がないこと。	5	-	-	5
	6 - 2 .その他記述すべき事項	・ 現時点で想定される課題及びその解決策が十分に検討されているか。	-	-	・ 課題及びその解決策が十分に検討されていること。 等	5	5
		(参考情報) ・ その他特殊要件に関する事項	-	-	-	-	-
7 . 実施計画		・ 2カ年度の実施計画が、適地を選定する上で具体的かつ現実的なスケジュールとなっているか。	・ 2カ年度の実施計画が明らかであること。	5	・ 2カ年度の実施計画が十分に具体的かつ現実的なスケジュールとなっていること。 等	1 0	1 5
合計			-	5 0	-	1 5 0	2 0 0